

第1議会期に於ける生糸直輸出業者の動向（上）

水沼製糸所・星野長太郎を中心に

富 澤 一 弘

Hoshino Chotaro and the Development of Petitioning during the First Session of the Diet

Kazuhiro TOMIZAWA

The first session of the diet was held in November 1890, in the midst of the so-called 1890 crisis. Hoshino Chotaro and other concerned entities in the direct export of silk business filed a petition, “The Aid and Sustained Growth of Silk Trade”, with the sole intent that it would be discussed in the diet and impel for legislative proceedings to protect and promote the operations of their direct exporting silk company, Yokohama Doshin Kaisha.

It was a time the environment surrounding direct export of silk business underwent severe changes including the retraction of a protective policy installed by the Meiji government. In particular, following the government’s support was abolished in March 1889, silk business was forced into an inevitable slow down, and effectively the sole direct exporting company of silk, Yokohama Doshin Kaisha was also inevitably suffering from severe financial difficulties.

In the midst of such circumstances the petition was activity formed among shippers and shareholders of Yokohama Doshin Kaisha. The purpose of the petition was as a matter of fact, to claim the revival of the institution, “the government concerned documentary foreign exchange” and to establish a trade insurance organization for effectively promoting the direct export of silk. Clearly, it was an activity purposed to induce a recovery within the silk export industry under financial and insurance protection guidelines backed by the government.

Concurrently with this movement, Hoshino Chotaro and other concerned parties had also filed two other petitions with both the government and the diet, namely, “Petition for Abolishing Export Tax on Silk and By-Products” and “Petition for Carrying Out an Examination of Silkworm Eggs.”

The former was for enforcing the competitiveness in exports by exempting custom duties on silk and related accessory products (at the time duties on silk were approximately 23.625 yen/60kg.). The latter was directed for issuing an ordinance that strictly governs breeders of silkworms, which comprised the base of this sericulture industry, with the objects of wiping out silkworm disease and purging unfair breeders.

These two petitions eloquently expressed the minds of traders nationwide involved in this sericulture industry, who had been suffering from low prices of silk thread products, silkworm disease and elicit breeding of silkworms. Being formed on a solid vision to promote direct exports of silk by improving the quality of silk through selective silkworm eggs, these petitions have held two ultimate basic goals, namely the reform of silk trade and the modernization of sericulture industry as a whole. The petition activities involved fifty to sixty thousand people and since they were the well-timed demands, which evolved into a nationwide movement continuing until March 1891.

However, these three petitions had produced no results during the period of the first session of the diet. That is to say, the agenda was delayed due to the confrontation between the ruling government and opposition parties, specifically regarding the fiscal budget, and subsequently the session closed on March 7, 1891, unfortunately, without time allotted for discussion of these petitions.

However, the logic and the demands contained within these petitions, and most of the methods used in presenting them were continuously employed up to the time of the 10th diet in 1897. From this standpoint, the petition activities during the first session of the diet seemed to serve as a base for the legislative movement operated over a period of 7 years, demanding an establishment of a supportive policy for direct exports of silk.

The next article will deal with “ The Bill of Promoting Sericulture Industries ” established over the period extending two successive diet sessions, the second and the third, which were held respectively in November 1891 and in May 1892.

第1章 第1議会期に於ける請願運動の展開

第1節 請願運動の背景

いわゆる明治23年恐慌下、殊にその下半期に於ける生糸貿易は、文字通り「未曾有」と形状される程、深刻な不況に直面を余儀なくされていた⁽¹⁾。当年、過去数年来の糸価低迷に加えて、銀貨相場の騰貴、さらにアメリカ経済の不振が追い討ちをかけて、12月末には前年比2.5倍にも相当する2万7000梱余(1梱=9貫、総量900トン余)の生糸が買手もないままに、横浜での越年を強いられていた。

一方、明治23年10月、農商務省による蚕種検査法制定の構想が突如表面化をみるや、賛否双方の立場から蚕糸業者の全国規模の請願運動が巻き起こっており、両派ともに政府・議会に向けた働きかけを強めていた⁽²⁾。また同年11月、紡績業界の全国団体である大日本紡績同業連合会(監事山辺丈夫、相談役澁澤榮一)が綿糸輸出税免除の請願を中央に於いて開始するや、直ちに他業種の輸出関係者もこれに追従、始め昆布輸出業界(12月)、ついで生糸(同月)、製茶(翌年2月)両輸出業界に波及、いずれも政府・議会に対して同様の陳情攻勢を本格化している⁽³⁾。かかる状況下、生糸直輸出業界関係者も貴衆両院に於ける斯業保護請願の採択、法制化実現のために中央に於ける活動を開始している。

当時東京市麹町区飯田町(現千代田区)に邸宅を構えていた星野長太郎は、同所を拠点に運動の実務から資金の出納に至るまで、その一切を担当しており、関連史料を豊富に残している。因みにその下で事務、渉外を担当していたのが、同家の家宰にして、『蚕史』『蚕業家必携』の著述で名高い東洋蚕史こと大塚良太郎である⁽⁴⁾。そして以後明治30年代に至るまで、対政府、対議会への一連の運動は、両者が悉く指令塔の役割を果たしている。

ところで星野長太郎は、明治23年11月、全国150箇所余の有名製糸業者に宛てて書翰を発し、不

表1-(1) 中央蚕糸協会陳情委員一覧表

「生糸貿易維持救護之請願」 陳情委員			
氏名	所	属	区分
星野長太郎	群馬・水沼製糸社長		製糸業者
徳江八郎	群馬・共研社社長		製糸業者
齋藤正二郎	群馬・北甘楽製糸社長		製糸業者
真下邑三	群馬・碓氷社副社長		製糸業者
大里忠一郎	長野・六工社社長		製糸業者
塩澤佐七	長野・太陽社社長		製糸業者
風間金八	山梨・風間組社長		製糸業者
丸山孝一郎	山形・米澤製糸社長		製糸業者

典拠：「東京朝日新聞」明治24年1月14日(1)の記事をもとに筆者が作成。

表1-(2)

「蚕種検査法断行之請願」 陳情委員			
氏名	所	属	区分
星野長太郎	群馬・水沼製糸社長		製糸業者
町田菊次郎	群馬・高山社社長		養蚕家
田島善平	群馬・東洋蚕種改良会社社長		蚕種業者
鈴木善恭	埼玉・松山製糸社長		製糸業者
木村九蔵	埼玉・競進社社長		養蚕家
下田伊左衛門	神奈川・成進社社長		養蚕家
大里忠一郎	長野・六工社社長		製糸業者
八田達也	山梨・八達館社長		養蚕家
田淵澄	兵庫・八鹿製糸社長		製糸業者
小野惟一郎	大分・蚕糸原社社長		製糸業者
三田義正	岩手・蚕糸業取締所頭取		養蚕家
宮井悦之輔	京都・京都養蚕会社支配人		養蚕家

典拠：「時事新報」明治23年12月27日(4)、明治24年1月15日(5)、1月16日(6)、「東京朝日新聞」明治24年1月15日(1)掲載の記事にもとづき筆者が作成。

況打開と蚕糸業界・直輸出業界保護のため、自身が主唱する請願運動に参加するように要請している⁽⁵⁾。ついで12月、河瀬秀治起草に係る請願趣意書『生糸貿易維持方案』の未定稿完成を受けて、**史料1**に掲げる同月20日付の集会案内状を発送、あわせて「時事新報」以下、在京一流紙に同文の広告掲載を行わせている。そして12月24日、請願運動の幹部、ならびに支持者を糾合して政府・議会に対する運動機関である中央蚕糸協会を旗揚げしている⁽⁶⁾。

蚕種検査法制定を求める運動機関・蚕種検査法実施会を包摂する中央蚕糸協会は、日本貿易協会（幹事長河瀬秀治、京橋区内山下町、帝国ホテル内、現千代田区）の一室に拠点を於いて活動を開始している。表1-(1)(2)は中央蚕糸協会の陳情委員一覧表であるが、その中心は明治23年4月の請願同様、横浜同仲会社の荷主により占められているが、その他、八田達也（山梨県）、町田菊次郎（群馬県）、木村九蔵（埼玉県）、下田伊左衛門（神奈川県）等各県を代表する模範的養蚕家を含んでいる。これら養蚕家は、かの蚕糸業組合中央部議員、または明治23年4月開会の蚕業諮問会 農商務次官前田正名の発案に係る 議員であり、人脈上、それぞれが強い接点を有していた⁽⁷⁾。

明治24年1月9日、星野長太郎以下、中央蚕糸協会幹部は、「時事新報」「東京日日新聞」「郵便報知新聞」「毎日新聞」「自由新聞」「国民新聞」「東京朝日新聞」「国会」「日本」他、十指に余る在京一流紙の記者を京橋区築地（現中央区）精養軒に招待して請願の趣旨説明会を開催、その結果、同年3月に至るまで中央蚕糸協会の動向・主張がこれら各紙に詳細かつ頻繁に報じられている⁽⁸⁾。因みに星野長太郎自身、「時事新報」「東京日日新聞」他数紙を定期購読、さらに中央蚕糸協会も主要紙数種を定期購入しており、関連情報の入手努力は払われている⁽⁹⁾。しかも河瀬秀治、星野長太郎以下関係者は、在京諸紙のみならず、政府・議会周辺にも情報提供者を有しており、反対勢力の動向や紡績、製茶、乾物等の他業種の運動についても知り得る立場にあった⁽¹⁰⁾。これら情報と明治初年以來の人脈を活用しつつ、短期間のうちに中央の耳目を聳動するような運動を組織していくのであった。

明治24年1月12日、中央蚕糸協会は神奈川県橋樹郡神奈川町（現横浜市神奈川区）名古屋樓に於いて「製糸業者有志会」を開催、関東、中部両地方を中心とする2府14県61名の蚕糸業者の参加をみている⁽¹¹⁾。この集会の冒頭、河瀬秀治は**史料2**に掲げる如き演説を行い、議会に対する請願署名活動に協力するように要請している。その後参加者は、「生糸貿易維持救護之請願」 御用外国荷為替の実質的復活と生糸直輸出業界への国家的保護を要請 「生糸及附属品二係ル輸出税廃止之請願」 生糸及び玉糸、屑糸等に賦課されている輸出税の撤廃を要請 の二大要求について審議を遂げ、賛成の決議を加えており、さらに星野長太郎、大里忠一郎以下の請願委員合計8名を選出、その場に於いて請願書本紙への署名捺印が行われている。

なおこの集会の前日、傘下の蚕種検査法実施会は、東京市下谷区鶯谷（現台東区）「伊香保温泉」に於いて集会を開催、3府36県200余名の参加をみているが、その席でも星野長太郎、大里忠一郎両名を請願委員に選出しており、爾来中央蚕糸協会はこの両者を中心に生糸直輸出業保護、生糸輸

第1議会期に於ける生糸直輸出業者の動向(上)(富澤)

表2 請願署名者府県別一覧表

地域		府県		名古屋樓大会 出席者 (明治24.1.12)		「生糸貿易維持救護之儀二 付請願」 署名者 (明治24.1~2)		「生糸及附属品二係ル輸出 税廃止ノ儀二付請願」 署名者 (明治24.1~2)	
東北	宮城 山形 福島 (小計)			6		7		6	
				2		5		1	
				1		0		0	
				9	14.8	12	13.8	7	6.4
関東	群馬 茨城 埼玉 神奈川 栃木 東京 (小計)			13		17		5	
				0		5		0	
				0		3		0	
				2		3		0	
				3		2		2	
				1		0		0	
				19	31.1	30	34.5	7	6.4
中部	長野 山梨 岐阜 新潟 富山 石川 静岡 愛知 (小計)			12		15		6	
				2		6		4	
				6		6		7	
				0		2		0	
				1		1		1	
				0		1		0	
				1		1		1	
				1		1		30	
				23	37.7	33	37.9	49	45.0
近畿	京滋 三兵 (小計)			6		6		23	
				1		1		13	
				0		1		6	
				0		1		1	
				7	11.5	9	10.3	43	39.4
中国	広島 島根 (小計)			0		1		0	
				0		1		1	
				0	0	2	2.3	1	0.9
九州	大分 鹿児島 (小計)			3		1		1	
				0		0		1	
				3	4.9	1	1.1	2	1.8
合計				2府14県 61名	100%	1府21県 87名	100%	1府16県 109名	100%

典拠：「雑書綴」および両請願書をもとに筆者が作成(星野家文書)。

出税撤廃、蚕種検査法制定の三大要求を掲げて活発な運動を展開している⁽¹²⁾。

ところでこれら要求の内容を検討する前に、運動の支持者について確認しておきたい。表2は製糸業者の利害に関わる二大請願の府県別署名者一覧表であるが、当時の不況を反映して署名者の分布は、群馬、長野両県に限定されることなく、北海道、四国以外の全地方に及んでいる。署名者の性格に注目すれば「生糸貿易維持救護之請願」が同伸会社荷主を中心とするのに対して、「生糸及附属品二係ル輸出税廃止之請願」は同伸会社系列外、つまり売込問屋系製糸業者を多く含んでおり、殊に愛知、滋賀、京都の三府県の署名者数が目を惹く。このように単独では少数派の生糸直輸出業

者も、蚕糸業者共通の利益に即した要求を掲げることにより、広範な地域、多様な荷主からの支持を獲得することができたのであり、蚕種検査法制定を要求に掲げることにより、さらに養蚕家多数の支持も獲得することができている。生糸直輸出業の保護と他の蚕糸業振興策とを組み合わせた星野長太郎以下、直輸出業関係者の主張は、この後明治30年代に至るまで、広範な蚕糸業者の支持の下、受け継がれていった事実を指摘しておかねばならない。

第2節 生糸貿易維持救護之請願

「生糸貿易維持救護之請願」は、明治24年2月 衆議院に2月7日、貴族院に2月9日 河瀬秀治、星野長太郎、丸山孝一郎の手を経て両院に提出をみている⁽¹³⁾。「史料3」は、本請願の首部であるが、ここでは生糸直輸出貿易の現状を憂慮し、貴衆両院に対して「救護ノ方法御設定被下度」と要請する域に止まっている。その具体的提案は別紙に要綱を掲げられたところの『生糸貿易維持方案』の説明に委ねられている。

「史料3」に続く請願趣旨説明書が、学史に名高い『生糸貿易維持方案』に他ならない⁽¹⁴⁾。河瀬秀治起草、星野長太郎刊行に係る本冊子は、以下の構成をなしている。

第一章 本 議

第二章 本邦生糸輸出ノ実況

第三章 生糸販路維持方法

第四章 疑義 説明

第五章 参考書

附表 第一号 - 第七号

劈頭第1章では、欧米列強との対比に於ける日本の国勢上の位置より説き起こされ、本邦富源が蚕糸業に大きく依拠している現実が力説されている。第2章では日本の生糸貿易ならびに生糸直輸出の沿革が述べられ、さらに現下の不振の所以、その打開策について、「史料4」の如く論じている。この指摘を踏まえて本冊子の心臓部にあたる第3章では、生糸直輸出継続上、必要な方策を具体的に提言、議会による協賛・法制化により、これら提言を早急に実行するように求めている。ついで第4章では想定される疑問や批判に対して、予め説明が施されており、第5章では心臓部の第3章の所論を補強すべく、アメリカ市場に於ける法律的環境を示す資料が紹介されている。そして巻末には、明治22年3月以降、日本貿易協会が蒐集・編成した優秀な統計表7点 戦前・戦後を通じて研究者に活用され続けていった表をも含む が添付されており、読者である貴衆両院議員の参考に供されている⁽¹⁵⁾。

かかる構成からなる『生糸貿易維持方案』に込められた要求内容は、実際、極めて多岐にわたるのであるが、その核心は以下の2項に約言し得る。

(1) 政府は横浜正金銀行に「原資金」(100万 - 150万円)を交付すること。横浜正金銀行は、こ

第1議会期に於ける生糸直輸出業者の動向(上)(富澤)

の資金をアメリカニューヨーク、フランスリヨン両支店に廻送の上、生糸直輸出業者の荷受用資金として供与すること。

- (2) 政府は横浜正金銀行に訓令を発して、右の荷受用資金利用者から年利5分の利息を徴収させ、銀行手数料を除く5分の3相当の資金を積立金として保管させること。そして海外取引先破綻に伴う生糸直輸出業者の損失に際しては、この基金から損害相当の金額を返戻、以て損害補填を行うこと。

右の提案は御用外国荷為替の実質的復活と損害補填機構の創設を通じて、生糸直輸出の最大短所たる金融の非円滑性、損失発生時の保障問題という両難点を一挙に克服することを目指している。かかる要請が出される背景には、当時市中金利、および損害保険料が割高であり、生糸直輸出業者の経営を圧迫しがちであった事実を指摘し得る⁽¹⁶⁾。因みに(2)の提案の祖型は、既に明治17年12月、日本蚕糸協会時代から存在しており、当業者にとっては切実な要望であった⁽¹⁷⁾。

この請願の論理は、生糸直輸出に付帯する金融的負担と取引上の危険性低減を通じて斯業振興を企図するものであり、換言すれば明治22年3月、御用外国荷為替廃止以降、公的保護を喪失していた生糸直輸出業界が、再度国家から制度的・金融的裏打ちを有する保護政策を引出そうとする試みであった。

これらに加えて河瀬秀治は、本冊子中、以下の如き製造・流通上の改革、情報伝達の基盤整備等の提言を反居留地貿易の立場から行っており、この種の提言は、関係者により明治20年代を通じて継承をみている。

- 一 日本商人ヲシテ海外ノ市況ヲ知ラシムル事
- 二 横浜ノ一港ニ荷物ヲ積累シ以テ声価ヲ低価ナラシムルノ弊害ヲ除クベキ事^(ママ)
- 三 内地製造家ヲシテ海外市場適当ノ製造方ヲ知ラシムル事
- 四 内外市場ノ糸価ヲ公平ナラシムル事

(河瀬秀治『生糸貿易維持方案』星野長太郎、明治24年1月、14頁)

それでは如上の要請に対して、政府・農商務省側は如何なる反応を示したことであろうか。河瀬秀治、星野長太郎、大里忠一郎以下、請願関係者は、明治24年1月中旬以降、2月上旬にかけて農商務省に再三出頭して、大臣陸奥宗光、次官石田英吉に面会の上、陳情を行っているものの、農商務省側の対応は、「主務ノ大臣八極メテ冷淡ニシテ心外千万」と星野長太郎が綴る程冷やかなものであった⁽¹⁸⁾。事実、中央蚕糸協会のもうひとつの重点目標であった蚕種検査法制定の要請に対しても、農商務省は同年2月初旬、政府案提出を早々と断念している⁽¹⁹⁾。

また河瀬秀治、星野長太郎両名は、大蔵大臣松方正義に対しても1月21日、面謁、陳情を行っており、請願書ともども『生糸貿易維持方案』を提出しているものの、財政当局からの言質を受けるまでには至っていない⁽²⁰⁾。

次に右の請願運動に対して、横浜売込問屋側は如何なる反応を示したことであろうか。明治13年

12月、横浜同仲会社創業以来、折に触れて直輸出業関係者と対立してきた売込問屋にとって、自身の利益や存在理由を否定するが如き請願の論理は、到底受け入れ難いものであった。実際、売込問屋の重鎮・原善三郎は、2月上旬の「生糸貿易維持救護之請願」の議会提出直後、農商務大臣陸奥宗光に面会の上、**史料5**に示す通り、この請願を斥けるように要請している。これは売込問屋と直輸出業者の存立基盤が異なる以上、当然のことであった。しかのみならず売込問屋側は、前年12月時点、傘下の有力荷主 群馬県の碓氷、北甘楽両社 をかの請願運動の盟主に引き抜かれ、危機感を募らせていた筈であり、同運動を介した荷主の直輸出への傾斜を強く危惧していたことであろう⁽²¹⁾。

第3節 生糸及附属品二係ル輸出税免除之請願

河瀬秀治、星野長太郎以下、生糸直輸出業関係者により提起をみた第二の請願である「生糸及附属品二係ル輸出税免除之請願」は、請願文本紙、附表、署名の三部より構成されていたが、研究史上、若干の言及こそあれ、原史料の翻刻・紹介は未だ行われていない⁽²²⁾。従って**史料6**に於いて、請願文本紙を提示しておきたい。

まず「生糸及附属品二係ル輸出税免除之請願」自体の検討に先立ち、輸出税および輸出税撤廃運

表3 輸出税種目別税率一覧表

種別	項 目	一分銀	項 目	一分銀	項 目	一分銀	項 目	一分銀	備 考
第 1 種	1 干 鮑	3.	15 蜂 蜜	1.05	29 屑 布	0.12	43 屑糸・屑蛹	2.25	蚕卵紙 以外、 全て100 斤あた りの課 税額 (蚕卵紙 は1枚 あたり)
	2 鮑 貝	0.08	16 鹿 角	0.9	30 酒 類	0.9	44 蚕 卵 紙	0.075	
	3 樟 腦	1.8	17 煎 海 鼠	3.	31 板 昆 布	0.3	45 醬 油	0.45	
	4 茯 苓	0.75	18 鉄	0.6	32 刻 昆 布	0.6	46 硫 黄	0.3	
	5 桂 皮	0.2	19 寒 天	2.25	33 菜 種	0.46	47 茶	3.5	
	6 桂 子	2.25	20 鉛	0.9	34 胡 麻	0.9	48 番 茶	0.75	
	7 石 炭	0.04	21 茸 類	5.	35 鱧 鱈	1.8	49 葉 煙 草	0.75	
	8 繰 綿	2.25	22 魚 油	0.3	36 乾 海 老	1.8	50 煙 草	1.5	
	9 棕 櫚 皮	0.45	23 菓 種 類	1.05	37 生 糸	75.	51 素 麵	0.5	
	10 乾 魚	0.75	24 書物用紙	3.	38 玉 糸	20.	52 木 蠟	1.5	
	11 鯛	1.05	25 下等用紙	1.	39 熨 斗 糸	7.5	53 蜜 蠟	2.5	
	12 五 倍 子	0.9	26 豆 類	0.3	40 真 綿	20.			
	13 銀 杏	0.45	27 牡 丹 皮	3.75	41 壳 蛹	7.			
	14 麻	2.	28 五 升 芋	0.15	42 蛹	12.			
第 2 種	金銀貨幣・金銀銅地金								無税品
第 3 種	米、粳、大麦、小麦、米麦粉、硝石								禁制品
第 4 種	竹器諸類、銅器諸類、木炭、鹿茸 人參その他薬品、蔭蓆類、絹衣服ならびに織物 材木、「その他掲ざる物品」								原価5 %の課 税額

典拠：外務省記録局編『条約彙纂』明治17年刊行、342-348頁。明治18年以降、一分銀1個あたり31銭5厘に換算（明治18年大蔵省告示103号）。ただし一般には、一分銀3個＝1円と観念されていた（『東京経済雑誌』第571号、640頁）。

動の来歴について、概述しておかねばならない。本論文に於いて屢々言及することになる輸出税とは、不平等条約体制下の慶応2年5月、江戸幕府と英・米・仏・蘭四箇国が締結した改税約書、ならびに附属運上目録の規定に由来しており、制度上、明治31年1月、関税定率法施行の後、同年7月、新条約発効(第1次条約改正)の時点まで存続していた輸出海関税の謂である⁽²³⁾。

表3は輸出税種目別税率一覧表であるが、全ての輸出品は第1 - 第4種の範疇に区分され、第2種の無税品、第3種の禁制品(対象品目はその後変化)以外は、従価5分を標準とする輸出税が賦課されている。種目別に一覧すれば、第1種には生糸、製茶、昆布等53項目が分類されており、従量税表記 1枚単位の「蚕卵紙」を除き、100斤あたりの税率が一分銀何個と表示 の下、課税額が定められている。そして第2種には金銀貨幣、地金等の項目が分類され、いずれも免税品扱いとなっている。第3種には米麦等の穀物、および硝石等の6項目が分類され、ともに改税約書締結当初は禁制品扱いとなっている。第4種には絹織物、薬品、木材等8項目に加えて、第1 - 第3種のいずれの範疇にも含まれない「其他掲ざる物品」が分類されており、従価税表記 輸出原価の5分 の下、課税が謳われている。なおこれら税率は明治新政府成立後も不変であり、明治4年5月、新貨条例公布以降、明治32年7月に至るまで所定の換算率の下、徴収され続けている⁽²⁴⁾。

但し輸出税賦課の項目は、税率とは異なり必ずしも固定的ではなかった。即ち貿易政策の変更や通関業務の簡素化のために明治9年8月以降、輸出税免除の項目は徐々に増加を呈しており、明治22年1月の時点までに合計150以上の免税項目を数えるに至っている⁽²⁵⁾。因みにこの数は、同年も依然課題対象であった53項目を遙かに上まわっている。従って以下検討するように、資本主義勃興期の産業界から特定分野の免税要求が出されること自体、当然の成行きであった。

それでは輸出税全体が歳入に占める比重は果して如何程であったであろうか。この問いに対して概括的回答を与えるならば、明治前期にあっては税収全体の1分内外と述べる事が許されよう⁽²⁶⁾。しかしながらこの水準が無視するに足る僅かなものでなかったことは、次の統計値が雄渾に物語る。即ち輸出税撤廃運動が表面化する直前の明治21年の輸入税、輸出税の総額を確認すれば、前者が269万円余、後者が212万円余であり、輸出税総額は輸入税総額の8割弱にも相当している⁽²⁷⁾。また輸出税総額が同年度の税収全体に占める割合は、3分にも到達しており、政府にとっては容易に譲り得ない重要財源のひとつであった⁽²⁸⁾。かかる歳入上の比重を勘考するならば、政府、殊に大蔵省当局が輸出税撤廃運動に対して、長期間、冷淡な対応に終始したことも首肯し得るのである⁽²⁹⁾。

ついで本請願と直接関わる明治23年度の輸出額、および輸出税の内訳について確認を行っておきたい。表4 (1)が示すように、同年度の輸出総額は3594万円余であり、そのうち生糸だけでも1385万円余(3割8分余)と最大比重を占めている。この金額に熨斗糸、屑糸、空繭、真綿等の「附属品」 生糸以外の養蚕・製糸の副産物 を加えれば、合計総額は1672万円余(4割6分余)の巨額に達しており、これらについて多額である製茶類のそれ632万円余(1割7分余)の水準を遙かに上まわっている。

さらに表4 (2)が示すように、輸出税の内訳も総額143万円余のうち、生糸だけでも50万円余

表4-(1) 明治23年度輸出税収税額一覽表(項目別)

品名	原価 円	輸出税 円	品名	原価 円	輸出税 円
生糸	13,859,338.800	507,683.213	海參	288,021.150	8,469.498
製斗	1,445,274.930	32,779.310	寒天	323,444.170	7,427.522
屑糸	1,126,578.590	10,972.218	海老	198,405.380	8,705.626
空繭	144,022.380	2,932.315	昆布	563,504.500	25,475.333
屑繭	3,984.990	176.900	刻昆布	116,106.120	9,791.171
真綿	135,118.130	4,546.864	鱧鱈	93,654.680	1,684.477
屑真綿	14,668.120	733.406	鮫	477,891.390	14,758.759
蚕卵	8,436.000	190.093	蛤	9,748.460	487.423
緑茶(鍋焙)	4,756,989.580	277,174.174	淡菜	34,445.280	1,722.264
緑茶(藍焙)	1,310,980.150	79,735.506	貝柱	84,290.480	4,214.524
紅茶	9,117.910	792.052	諸貝類	73,552.040	3,677.602
番茶	41,310.940	2,380.710	椎茸	579,759.900	27,910.144
磚茶	1,063.280	53.164	安質母	349,961.580	17,498.079
粉茶	146,372.520	7,318.626	故真	1,317.200	65.860
玉茶	60,846.460	3,042.323	青銅	130,110.280	6,505.514
葉煙草	120,169.440	3,902.210	故青銅	583.000	29.150
屑布	201,669.570	3,740.287	生銅	3,049,761.460	152,484.971
木材・板類	174,341.480	8,657.738	板銅	235.000	11.750
毛皮	82,014.740	4,100.737	諸熟銅類	2,302,316.740	115,060.696
生皮	12,334.420	616.721	故銅	4,227.740	211.387
蜜蠟	12,605.700	312.111	鉄	431.440	18.347
木蠟	266,848.320	9,879.821	鉛	175.790	9.000
樟腦	1,931,992.540	25,833.972	錫	48,994.380	2,449.719
錫	1,228,711.950	31,234.335	板黄銅	420.000	21.000
鮭・鱈	74,966.340	3,949.875	亜鉛	13.340	0.667
田作	20,545.580	1,027.279	諸金屬類	1,520.800	76.040
諸乾魚塩魚類	20,623.180	1,031.159	(合計)	35,943,818.340	1,433,563.642

典拠：輸出税全廃同盟会編「輸出税全廃ヲ冀望スルノ主意書」明治24年刊行、2-4頁

表4-(2) 明治23年度輸出税収税額一覽表(分野別)

品名	原価		輸出税	
	円	%	円	%
生糸	13,859,338.800	38.6	507,683.213	35.4
附属品	2,869,647.140	8.0	52,141.013	3.6
蚕卵紙	8,436.000	0.0	190.093	0.0
(小計)	16,737,421.940	46.6	560,014.319	39.1
茶類	6,326,680.840	17.6	370,496.555	25.8
昆布類	679,610.620	1.9	35,266.504	2.5
錫	1,228,711.950	3.4	31,234.335	2.2
その他海産物	1,699,588.130	4.7	57,156.008	4.0
(小計)	3,607,910.700	10.0	123,656.847	8.6
樟腦	1,931,992.540	5.4	25,833.972	1.8
蜜蠟・木蠟	279,454.020	0.8	10,191.932	0.7
鉱産物	5,890,068.750	16.4	294,442.180	20.5
その他	1,170,289.550	3.3	48,927.837	3.4
合計	35,943,818.340	100.0	1,433,563.642	100.0

典拠：同上

(3割5分余)と圧倒的比重を占めている。これに附属品の輸出税額を加えれば、合計総額は56万円余(3割9分余)にも及び、製茶類のそれ37万円余(2割5分余)を大きく上まわっている。このように輸出額、輸出税額のいずれからしても、生糸は他の輸出品目を押さえて最大比重を占めていたことが窺い知れるのである。従ってひとたび輸出税撤廃運動が表面化するや、蚕糸業者が大学して活動に参入してきたこと自体、誠に故あることであった。

ところで明治20年代以降、明治30年代に至る輸出税撤廃運動の来歴の中で一貫して中心的役割を果たしてきたのは、時の基幹産業である蚕糸業界であった。尤も帝国議会を対象とした輸出税撤廃運動の起点は、明治23年11月、大日本紡績同業連合会の大会決議 綿花輸入税免除、綿糸輸入税増額の両請願に加えて、綿糸輸出税免除の請願を政府・議会の双方に対して行う旨 ならびにその実践に求めねばならない⁽³⁰⁾。

その背景には当時の紡績業界が工場乱立に伴う供給過剰と過当競争による値崩れ、さらに銀貨相場急騰に伴う洋糸(ボンベイ糸)侵入の脅威にさらされており⁽³¹⁾、輸出 明治24年7月、澁澤榮一の大阪紡績会社の清国輸出を以て初例となす⁽³²⁾はおろか、輸入防遏すら果たし得ない状況にあったことが指摘し得る。就中供給過剰の問題は深刻であり、大日本紡績同業連合会の明治23年度の試算によれば、紡績の国内供給量推計(国産、輸入の合計)は、国内需要量の推計を1.3倍以上も上まわっており、不況による打撃とも相俟って業界の前途に暗雲を投げかけていた⁽³³⁾。従って事態改善のために、澁澤榮一、山辺丈夫以下、業界幹部が未敢行の輸出に期待を寄せることもまた当然であり、事実、明治23年11月、大日本紡績同業連合会大会に於いては「本邦紡績糸外国輸販之拡張」が正規の議案第一項にて討論・決議に至っている⁽³⁴⁾。

なおここで強調すべきことは、この将来に於ける輸出計画上、最大級の障害こそ、綿糸輸出税 1俵あたり、試算3円85銭 の存在に他ならなかった⁽³⁵⁾。大日本紡績同業連合会の見解によれば、清国産綿花の輸入、製品化の後、再度清国に輸出する際、最も競合すべき製品は、インドボンベイ製紡績糸ではなくて、清国上海製紡績糸である。その試算によれば、当時の標準的紡績1俵(ボンベイ風左撚廿手)を輸出して上海市場で売却する場合、地元の上海織布局製の同等品に比して4円以上も割高となるために太刀打ちできない。ところが仮に綿糸輸出税免除が実現するならば、彼此51銭余の差異に収まり、十分競合可能となり、あわせて綿花輸入税 繰綿100斤あたり35銭8厘、実綿100斤あたり35銭 免除も実現するならば、さらに競合可能となる筈である⁽³⁶⁾。

従って将来の活路を海外輸出に求める以上、紡績業界にとっては、両税免除は必須条件であった。そこで帝国議会開設を好機として、斯業さらには財界指導者であった澁澤榮一を先頭に押し立てて政府・議会に対する働きかけを強めており、後年のことではあるが、明治27年5月、綿糸輸出税免除法律案の議会通過、ならびに明治29年3月、輸入綿花海関税免除法律案の議会通過を以て初志貫徹を果たしている⁽³⁷⁾。

なお帝国議会開会直前のかかる紡績業界の動向は、中央の新聞、雑誌を通じて全国的に報道をみている⁽³⁸⁾、紡績業界とは異なり、既に巨額の輸出税を賦課されてきている他の輸出業界に対しても、

影響を及ぼしている。その結果として、生糸直輸出業界も輸出税免除を運動目標に掲げるに至っており、明治23年12月、「生糸及附属品二係ル輸出税免除之請願」の運動に着手、明治24年1月12日、名古屋樓大会に於ける賛成決議、署名捺印を経て、この請願書は1月17日以前、河瀬秀治、星野長太郎兩名を介して貴衆両院に提出をみている⁽³⁹⁾。

それでは、**史料6**を通じて、本請願の内容を検討しておきたい。明治23年度当時、日本製生糸の最大輸出先は、アメリカであり、アメリカ一國で5割7分余を占めており、全ヨーロッパ向けの比率4割2分余を大きく上まわっている⁽⁴⁰⁾。またアメリカに於ける同年度の国産生糸の比率は4割2分余にも上っており、清国製の3割8分、ヨーロッパ製の1割9分余を押さえ第一位となっている⁽⁴¹⁾。本請願文の劈頭、このような米國市場の重要性が力説されており、転じて近年アメリカに於ける清国製、イタリア製の生糸との激しい競争が指摘されている。

ついで明治23年7月、アメリカ購銀法 銀鋌所有者の圧力により、連邦政府が毎月450万オンス(126トン余)の銀塊を購入し、これに相当する金額の銀兌換紙幣を發行 制定以降、世界の銀貨相場が急騰、為替差損の関係から国産生糸の競争力低下が指摘されており、将来の輸出減退が強く危惧されている⁽⁴²⁾。これら指摘を踏まえた上で国際競争力強化、蚕糸業振興の見地から生糸、および附属品に賦課されている輸出税 100斤あたり、生糸は23円62銭5厘、真綿・玉糸は6円30銭、熨斗糸は2円36銭2厘余 を免除するように要請がなされている。

因みに当時、輸出税を負担していた主体は居留地外商、および直輸出商社に限定されており、生糸輸出に直接関与しない売込問屋に対しては、一切賦課されていない。従って生糸輸出税撤廃は、第一義的には生糸直輸出商社の利益に直結するところの要請であったことを確認しておかねばならない。つまり本請願も、先述の「生糸貿易維持救護之請願」同様、既存の生糸直輸出商社、即ち横浜同伸会社本位の要請であり、その利害得失に極めて忠実な論理を内包している。

ところが「生糸及附属品二係ル輸出税廃止ノ儀二付請願」がひとたび新聞、雑誌等に紹介されるや、**史料7**の如く運動は予想外の方向に展開をみている。生糸直輸出、および生糸直輸出業界に対する『東京経済雑誌』の社論は、同誌刊行当初から極めて批判的であり⁽⁴³⁾、事実、同時期、蚕種検査法制定問題をめぐり、鋭い対立関係にあった⁽⁴⁴⁾。しかるにこの請願運動に対しては、生糸貿易の沈滞を打開する「妙計」として高く評価、本記事掲載を契機に輸出税撤廃を社是とするに至っている。かくして明治24年2月以降、一社を挙げて輸出税撤廃運動の論陣を張り続けている。

2月1日、田口卯吉は農学士横井時敬、塩島仁吉、桑原啓一、伴直之助等とともに「非地租軽減・租税改革・農業振興」を掲げる政談演説会を京橋区木挽町(現中央区)厚生館に於いて開催している⁽⁴⁵⁾。当日、田口卯吉は300余名の聴衆を前にして「我国の地租は諸外国に比して決して過重と云ふ可きにあらず、又日本の財政上より見るも地租を軽減するが如きは得策に非ず」と論じて、「商業税、殊に輸出税を全廃」して商業、貿易の振興を図るよう力説している。この主張をうけて、2月8日、田口卯吉の経済雑誌社は、「時事新報」紙上に「日本全国商工農諸氏に告ぐ」と題した意見広告を掲載、地租以外の負担軽減を望む営業者の運動に対して支援を表明、「権利を国家

第1議会期に於ける生糸直輸出業者の動向(上)(富澤)

に伸べんと欲するもの、請ふ来れ、我社当に無報酬を以て依頼に応ずべきなり」と述べて輿論喚起に協力する姿勢を示している⁽⁴⁶⁾。ついで2月19日、田口卯吉は東京市会議員伴直之助、農学士横井時敬と三者連名の下、貴衆両院の全議員に宛てて「史料8」の如き勧告書を発送、その重要骨子として輸出税撤廃を提言している。

このような『東京経済雑誌』系人士の活動の結果、「生糸及附属品二係ル輸出税免除之請願」の議会提出より旬月ならずして輸出税撤廃問題は急浮上しており、間もなく全国的運動に成長している。さらにこれら運動を助長すべく、社説や雑報欄を通じた『東京経済雑誌』の輿論喚起は、継続をみている。表5は明治24年1月以降、4月に至る同誌の関連記事一覧表であるが、この記載からも窺えるように、3月以降、中央、地方の垣根を越え、業種、業界の枠組を越えて、輸出税撤廃運動は拡大を呈している。[以下、次号、註も同様]

表5 『東京経済雑誌』の輸出税撤廃運動関連記事一覧 (明治24年1月～4月まで)

明治24年	掲載箇所	記 事	典 拠
1.17	雑 録	「生糸輸出税廃止の請願」と題して河瀬秀治、星野長太郎らの運動を報じる。	第555号61頁
2.21	雑 録	輸出税全廃の要求をも含む田口卯吉、伴直之助らの政策提言・「帝国議会議員諸君に告ぐ」転載。	第560号250-251頁
28	社 説	「輸出税全廃同盟」と題して運動への全面的支持を表明。	第561号266-267頁
3.7	寄 書	三輪鶴松の「輸出税を全廃すべし」掲載。	第562号309-311頁
14	社 説	田口の経新倶楽部に於ける講演筆記・「輸出税全廃せざるべからず」掲載。	第563号339-342頁
21	社 説	「商況恢復の策は輸出税全廃にあり」掲載。	第564号373-375頁
	雑 録	「輸出税全廃に関する経新倶楽部の決議」掲載。	396頁
	雑 録	「群馬県下輸出税全廃同盟」掲載。	396-397頁
28	雑 録	「東京経済学協会例会」、「長野県の輸出税全廃論」掲載。	第565号431頁
4.4	社 説	田口の専修学校理財学協会に於ける講演筆記・「輸出税の害」掲載。	第566号454-459頁
	雑 録	「群馬県輸出税全廃同盟」と題して3月29日集会を詳報。	473-474頁
11	雑 録	「愛媛県下の輸出税全廃論」掲載。	第567号508頁
18	社 説	「昆布輸出税免除の請願」と題して北海道の昆布商らの運動を報じる。	第568号528-532頁
	寄 書	轆軻山人の「輸出税全廃すべし」掲載。	534-536頁
	雑 録	「東京の紳商愈々輸出税全廃建議を呈するに決す」、「愛媛県下の輸出税全廃の建議総代」掲載。	544頁
25	社 説	伴直之助の群馬に於ける講演筆記・「群馬経済学協会の発程を祝して輸出税全廃論に及ぶ」掲載。	第569号562-564頁
	雑 録	「田尻法学博士の輸出税廃止意見」掲載。	577頁
		「群馬経済学協会の組織及び輸出税全廃同盟」と題して4月19日集会を詳報。	580頁

典拠は全て『東京経済雑誌』(第555号～第569号)による。

史料1 (名古屋樓大会案内状)

明治23年12月20日

本邦生糸貿易ノ儀ハ既ニ御承知ノ通り漸次増進ノ勢ニ有之候得共 価格ノ高低 販路ノ閉塞頗ル平順ナラズ 現ニ本年ノ如キ未曾有ノ景況ニシテ前途ノ方針モ難相立候ニ付 今回河瀬秀治氏ニ該貿易ノ方案調査ヲ委托シ此頃粗ホ脱稿致候ニ付篤ト熟読仕候處 実ニ生等一己上ノ損益ハ暫ク置キ全国輸出総金額ノ四割以上ニ該当スル我生糸ノ消長ハ国家經濟ニ関シ不輕儀ニ付 差向キ横浜在港有志數十人集会左ノ通り決定仕候条 御同意ノ諸君ハ左ニ照準御來会御審議被下度此段御報道仕候也

- 一 一月十二日午前十時ヨリ神奈川駅名古屋樓ニ於テ会合諸事御審議可致候事
- 一 右ニ關スル事務ハ東京帝國ホテル内貿易協會ニテ取扱候事 但御來会ノ有無ハ來ル一月八日迄ニ御報知可被下候

明治二十三年十二月廿日

発起人

水沼製糸所	星野長太郎
風間組	風間 金八
米澤製糸場	丸山孝一郎
六工社	大里忠一郎
碓氷社	眞下 邑三
太陽社	塩澤 佐七
甘楽製糸社	齋藤正次郎
共研会社	徳江 八郎

(「星野家文書」文書番号 近代1545 活版印刷、同史料は「時事新報」明治23年12月27日(1)広告にも掲載されている)なおアキは筆者による、以下の史料も特に断らない限り同様である

史料2 製糸業者の大会

明治24年1月14日

生糸ハ輸出品中第一ノ巨額を占めその貿易の盛衰ハ我国の經濟上ニ大關係を有するものなれば行政上之ニ對して相當の保護を與へらるべきハ素より當然の事なりとす 然るに我政府の同貿易ニ對する保護ハ常ニ不充分なるのみならず 先年来直輸貿易に便利を與へられたる御用為替すら既に廢せられたれば 昨年来の如き未曾有の不景氣に遭遇し その救済の策を講ずるに當り益々困難を

感ずるに至りたり されバ今日に於てこの不景気の極点に達したる糸況の回復を図るに八同仲会社株主及び他の同志者と謀り帝国議会へ生糸貿易保護の請願をなし専ら直輸出業の発達を図るに在りと(下略)

(「東京朝日新聞」明治24年1月14日(1))

史料3 生糸貿易維持救護ノ儀ニ付請願

明治24年1月

生糸貿易維持救護ノ儀ニ付請願

謹而本邦開國貿易ノ得失立国ノ要務ヲ案スルニ 開港以来各種ノ輸出各品ノ輸入總計多少ノ進歩ヲ見ル事ナキニ非スト雖トモ 悲哉数百年來鎖国ノ慣習ハ全国ノ民情ニ深染シ容易ニ発達セシムル事能ハス 故ニ之レヲ貿易立国ノ諸邦ニ対照シ又其事實ノ實際ヲ見ルトキハ千萬言フニ忍ヒサルモノアリ 然レトモ之レヲ数年ノ実況ニ徴スルトキハ我輸出品中独り蚕糸ノ輸出漸々増進シ僅ニ国家ノ利源ヲ養成シ貿易ノ權衡ヲ保持セントス 予等積年本業ニ從事シ該貿易ノ要路ニ當リ其得失ニ與リ以テ之レカ進退盛衰ノ係ル處ヲ^(ママ)實驗スルニ素ヨリ其理由アルモノニシテ決シテ偶然ナルモノニ非ス 然ルニ其偶然ナラサル深重細微ノ理由アルモノ不拘 近時動モスレハ之レカ組織ヲ破却シ以テ本貿易ノ命運ヲ断絶セシメントスルノ危急ニ陥ルモノアリ、豈之レヲ黙々ニ附シ去ル事ヲ得ンヤ故ニ貴院御多般ノ際ヲモ不顧之レヲ別紙ニ詳悉シ其方法及実況ヲ開申仕候条 広ク国家ノ經濟ニ基キ予等本業ノ存廢ニ関シ深ク前途ノ得失ヲ照鑑セラレ 飽迄救護ノ方法御設定被下度 左ニ其要綱ヲ摘記仕候

別紙

第一章 本章ハ新旧各邦貿易国ノ比較及分頭収入額ヲ詳明シ本邦国力ノ微弱貿易ノ僅少ナルモノヲ表明シ 併セテ生糸貿易消長ノ大勢ヲ略記シ以テ本願ヲ進呈スルノ已ムヲ得サルニ出ルモノナル事ヲ記述ス

第二章 本章ハ本邦生糸輸出数年間已往ノ実歴ヲ略記シ以テ米國輸出増進ノ理由ヲ詳ニシ 又内國農産ノ得失ヲ比較シ将来益々生糸輸出ノ輕々視スヘカラサル事ヲ証明シ 以テ保護法ノ萬已ムヲ得サル事ヲ記述ス

第三章 本章ハ生糸貿易保護ノ^(ママ、以下同)必用ト其方法トヲ併記シ 而シテ横浜販売ト海外直輸出トノ難易得失ヲ比較シ 又内外人ノ便否ハ專ラ国力ノ強弱事業ノ老若ニ関シ是亦保護法ノ萬已ムヲ得サルノ必用ヲ論究シ 併セテ保護法ノ効力及其影響ハ即チ国家經濟ノ損益ニ波及シ 又日本商人及製造人等将来ノ方針ヲ左右シ該商勢ヲ一變セシムルノ大事アル事ヲ詳論ス

第四章 本章ハ世間普通ニ所謂横浜販売ト海外直輸出トノ得失ニ関シ已往現今ノ実況ヲ略記シ 又之ヲシテ横浜販売ノ一途ニ歸セシムルトキハ 依テ起ル處ノ弊害ハ勿論終ニ販路ヲシテ伊佛

及清国等競争者ノ掌裡ニ専有セラルヘキハ当然ノ事実ナル事ヲ証明シ 又次ニ保護法ノ当時ニ適合セサルヘキノ疑難ニ対シ其緩急大小ヲ區別シ 以テ国家損益ノ比較ヲ詳ニセサルヘカラサル事ヲ論明ス

第五章 米国紐育州ノ法律ニ関シ又同国同州商業社会ノ慣行ニ依リ殊更保護ノ必要アル所以ヲ詳記ス

仰希ク八前各章ノ詳細別冊ニ於テ御洞覧 願意御採納有之度奉請願候也

明治廿四年二月

京都府	波多野 鶴 吉	山 崎 義 丈
	中 村 忠兵衛	山 内 成太郎
長野県	柴 野 周 蔵	箕 輪 豊 治
	窪 田 榮三郎	平 出 平兵衛
	中 野 十 次	篠 原 戸 市
	竹 澤 鷹三郎	中 澤 吉四郎
	永 野 申太郎	
岐阜県	十 楽 貞 造	上 木 小三郎
	齋 藤 佐 平	瀧 日 彌兵衛
	武 藤 喜一郎	
群馬県	久 野 小 作	早 川 権三郎
	松 本 源五郎	松 本 勘十郎
	神 戸 麟太郎	太 田 勝十郎
	徳 江 八 郎	深 澤 愛三郎
	尾 池 彌一郎	宮 下 精 一
栃木県	金 子 広 作	松 谷 徳 平
神奈川県	吉 浜 大 蔵	大 島 正 義
宮城県	高 山 金八郎	安 東 潜
	高 橋 藤 吾	佐 藤 儀十郎
山梨県	金 丸 國次郎	手 塚 有 三
	塚 原 定 蔵	
埼玉県	西 澤 慎 吉	
大分県	小 野 惟一郎	
滋賀県	湯 本 源 蔵	
山形県	瀬原田 兵 助	
静岡県	樽 林 宇太郎	
富山県	橋 爪 友 吉	

第1議会期に於ける生糸直輸出業者の動向(上)(富澤)

愛知県	澤木庄吾	
群馬県	星野長太郎	眞下邑三
	齋藤正二郎	
長野県	大里忠一郎	塩澤佐七
山形県	丸山孝一郎	
山梨県	風間金八	

(以下略ス)
(下略)

(「星野家文書」近代未整理文書『生糸貿易維持方案』より冒頭を引用、なお同史料は活版印刷)

史料4 本邦生糸輸出ノ実況

明治24年1月

(前略) 嗚呼本邦生糸ノ運命モ亦恐ク八西山落日ノ勢ヒアリ 永ク本邦ノ利源トシテ依據スル事ヲ得ベキモノニアラズ 其之レヲシテ如此ナラシメタルモノハ其原因素ヨリニシテ足ラズト雖トモ要スルニ明治十二 三年以来政府ノ方針何トナク勸業ノ精神ヲ冷却シ 単ニ政府部内ノ組織ニミ偏長シテ却テ全国一般經濟ノ本源ヲ顧ルニ違アラザルモノ、如ク 即チ御用為替ノ廢止ニ至ルモ亦其影響トシテ見ルベキノミ 一時本業ノ開進ヲ致シ漸ク今日迄ノ盛況ヲ示シタルモノハ即チ明治七八年以来政府勸業ノ精神其厚キヲ致シタル賜ナリト云ハザルベカラズ 以上即チ生糸貿易ノ消長ノ大略ヲ記ス事如此ノ狀況ニシテ 愈々益々之レヲ放任シ去リ又其往ク處其為ス處ニ任ズベキモノトスルカ 深ク百年ノ大計ヲ思ヒ所謂開港立国ノ方針ヲ努メ維新ノ事業ヲ大成セントスルトキハ此大事ノ利源ノ關係素ヨリ如此ノ大事ナリト雖トモ 其之レヲ發達セシムルノ方法ニ至リテハ已ニ従前之レヲ実践スルノ經驗アリ 其事甚ダ小ニシテ此大事ヲ為シ得ベキノ方法ナキニ非ズ 只要スルニ政府ハ該事業ニ対シ一ケ年拾萬円以上乃至三拾萬円ニ滿タザルノ金員ヲ擲却シ 以テ永遠ノ利源ヲ養成スルノ勇アルヲ以テ足ルベキノミ 其方法ハ左ノ如シ(下略)

(「星野家文書」近代未整理文書『生糸貿易維持方案』8頁)

史料5 生糸貿易に関する談話

明治24年2月10日

生糸貿易に関する談話

生糸貿易の前途ハ今や世上の一問題となり一方に於て生糸直輸出を業とするものハ本年の六月限

りにて政府との約束切れ 正金銀行より資金の流用を受ける能はざるを憂ひ帝国議会に請願して保護を求めんと奔走し 而して一方に於て横浜の生糸売込問屋八直輸業者の爲め特に保護を與ふるに及ばずとして 原善三郎氏の如き八陸農商務大臣に向て其説を述べたり

(「東京朝日新聞」明治24年2月10日(2))

史料6 生糸及附属品二係ル輸出税廃止ノ儀ニ付請願

明治23年(明治23年12月、提出 明治24年1月)

生糸及附属品二係ル輸出税廃止ノ儀ニ付請願

抑本邦鎖国ノ制ヲ廢シ開国ノ国是ヲ定メシヨリ 爾來彼我貿易ノ景況漸次増加ノ勢アルモノノ如シト雖トモ 更ニ其輸出輸入ノ得失ヲ細觀スレハ連年ノ平均上物品ノ輸入ハ常ニ輸出ニ超過シ 金銀ノ輸出ハ反リテ輸入ニ超過スルモノニシテ国歩ノ艱難實ニ言フニ忍ヒサルモノアリ 其如此ノ困難ニ際シ漸ク輸出ノ額ヲ増進シ又其大部ヲ占メ 以テ国家ノ富源ヲ養成シ僅ニ貿易ノ權衡ヲ保持セントスルモノハ一ニ生糸ノ一品アルノミ 然レトモ其生糸ノ増加ヲ致シタルモノモ之ヲ歐洲市場ヘ輸出増加シタルモノニ非スシテ 単ニ米國ノ新販路ニ向テ之ヲ増加セシメタルノ事實ハ第一号表ニ照シテ明カナリ 然ルニ世界養蚕繭糸ノ産出ニシテ其大部ヲ占ムルモノハ第二号表ノ示ス如ク支那ヲ以テ第一トシ伊國ノ二亞キ日本又之ニ亞キ佛國ノ二亞クモノナリ 故ニ當時生糸市場ニ其精粗ヲ争ヒ價格ヲ競フモノモ亦此四大國ノ勉否ニ關シ 恰モ繭糸世界ハ此四大國ノ掌中ニ在ルモノ、如ク其中ニ於テ日本生糸ニシテ海外市場ニ専ラ外國製糸ト比敵競争スルモノ、品位ヲ大別スレハ凡ソ坐繰揚返シ製ノ上等以上ナルモノハ伊國ト競ヒ 其以下ニ屬スルモノハ多ク支那製ト争フモノニシテ殊ニ我生糸需要ノ第一多額ナル彼ノ米國市場ノ如キモ伊國ノ進入日二月ニ甚タシク 又近年支那改良製糸ノ共ニ進入シ來ルモノアリテ競争上日本生糸ノ頗ル困難ヲ來タシ 動モスレハ一步ニ歩既ニ退却セシメラレタルモノナキニ非スト雖トモ 幸ニシテ第三号表ノ示ス如ク頻年銀貨相場ノ低落ニ隨ヒ 彼ノ金貨通用歐洲伊佛兩國ノ販売糸價ト東洋銀貨國 即チ日本支那等ノ販売糸價ト歐米市場ニ在リテハ其價格同一ナルモ 其爲替ノ高低ニ依リ之カ銀貨ヲ得ルモノハ生糸百斤ニ付金貨六百円ナルモノニシテ(爲替相場ノ七拾五弗ナルトキハ八百円 又八拾弗ナルトキハ七百五拾円 又九拾弗ナルトキハ六百六拾六円トナルモノナリ) 其差ノ多額ナル實ニ貳百円ノ多キヲ生シタルモノアルヲ以テ歐洲製糸業者ノ困難ナル 又之ニ反シテ銀貨國即チ東洋日本ノ如キ僥倖ヲ得タルモノアリ 故ニ第四号表ノ如キ其製造費額ニ於テ日本製糸ノ伊國ヨリ高價ナル事(伊國八百斤ニ付七拾五円、日本八百式拾四円ナリ) 實ニ壹百斤ニ付四拾九円ノ多額ナルニモ拘ラス伊國生糸ヲ制圧シテ米國販路ヲ年々開拓シ得タルモノハ 畢竟シテ金銀貨價位ノ高低ニ依ルモノナリト言ハサルヘカラス 然ルニ該銀貨ノ下落問題ハ昨年七月十四日(昨年日本生糸販路ノ壅塞ヲ來タシタルモノハ素ヨリ其原因一ナラスト雖トモ 該爲替相場ノ變動上進ハ最モ其要部ヲ占ムルモノトス) 米國國會之ヲ議定

第1議會期に於ける生糸直輸出業者の動向(上)(富澤)

シ終ニ第三号表昨年度欄内(明治二十三年)ニ顯出スルカ如キ非常ノ波瀾ヲ起コシ尚穩波ノ色ヲ見ルコト能ハズ 将来果シテ何等ノ結果ニ帰着スヘキカ 抑該金銀貨位ノ問題ハ世界ノ一大難問ニ屬シ容易ニ之ヲ予言スル事ヲ得サルモノナリト雖トモ 当時米國政府ノ方針ニ於テ勢之ヲ放棄シ以テ自然ノ價位ニ任スモノニハ非サルヘシ 果シテ然ラハ本邦生糸ノ従前不知不識生糸壹百斤ニ付時トシテ三割以上(壹百円ニ對シ三拾円以上ニ當ル)銀貨下落ノ為メニ保護ヲ蒙リ 以テ(米國紐育府ヲ競争ノ中心トス)競争市場能ク之ニ對抗シ且ツ勝算アリシモノハ即チ銀貨相場浮動ノ幻夢之ヲ致シタルコト知ルヘキナリ 今仮リニ為替相場凡ソ九拾弗トシ試算スルニ(為替相場ノ差益八六拾六円六拾錢アリ 然レトモ歐洲伊佛ヨリ米國へ輸入スルノ運賃諸掛リハ凡ソ貳拾弗ニシテ日本ヨリ米國へ輸入スルモノハ運賃諸掛リ合計凡ソ四拾貳弗六拾壹錢五厘ナリ 之ヲ對照スルトキハ日本ヨリ輸出スルモノノ實ニ貳拾貳弗六拾壹錢五厘ノ多額ヲ要ス)即チ運賃ノ差額貳拾貳弗六拾壹錢五厘 之ニ前文製造費額ノ四拾九円ヲ加ヘ合計七拾壹弗六拾壹錢五厘ハ我日本生糸ノ高價ヲ致シ 之ニ對シテ為替相場ノ差益六拾六円六拾錢ヲ差引スルモ尚五円壹錢五厘ノ高價ニ當ルモノトス 果シテ然ラハ日本生糸ノ伊國ノ為メニ抑圧セラレ 就中改良製系(最モ本邦富源ノ大事ニ係ルモノ)即チ坐繰揚返シ上等以上ノ製ニ係ルモノハ漸々退減セラレテ米國市場ニ其足ヲ留ムルコト能ハサルニ至ルヘキハ數理ノ見易キモノニシテ 其退減セラレタルモノハ更ニ變換シテ(維新以前ノ製造ノ如キ)粗惡ナル下廉ノ生糸トナリ支那製系ノ競争場裡ニ新入セスンハアルヘカラス 況ンヤ佛國市場ノ如キハ其本國ノ製造最モ精良ナルモノアリ 伊國モ亦近接シテ運賃諸費ヲ減少シ(伊國ヨリ米國へ輸入スルモノニ比シ)尚且ツ商業上幾百年間ノ慣習殊ニ親密ナルモノアルヲ以テ 之ヲ米國市場ノ競争ニ比スレハ其困難更ニ幾層ノ厚キヲ致シ恐ラクハ販路望ミナキノ悲況ニ陥ルヘキモ亦知ルヘカラス 之ニ依テ是ヲ見レハ貿易上國家富源ノ依テ以テ増發セシメント欲スル生糸モ亦恐ラクハ朝霜ノ旭光ニ遇フモノニ異ナラス 豈猛省謹戒セサルヘケンヤ 故ニ凡ソ製糸業ニ從事スルモノノ速ニ為替相場ノ幻夢ヲ醒覺シ飽マテ製造ノ原資ヲ減省シ 以テ競争場裡ニ雌雄ヲ決スヘキハ素ヨリ其本分ナリト雖トモ 悲哉實業上積年ノ習慣ハ俄然之ヲ變シ得ヘキモノニアラサルノ事情ハ獨リ本業ノミニ限ルニ非ス 漸次改更セサルヘカラサルモノアリ

仰願クハ我政府ニ於テモ前來陳述シ來ル所ノ實況ヲ達觀シ 國家富源ノ溢沽ヲ深察シ速ニ生糸及其附屬品ニ係ル輸出課稅ヲ全廢シ 以テ競争上ノ助力ヲ添工本業ヲシテ益發達ノ便路ヲ與ヘラレン事ヲ^(ママ) 最モ方今政費多端ノ際ニ投シ輸出稅中最モ多額ナルモノ 課稅ヲ廢止スルハ千万忍ヒサルノ至情ナキニ非スト雖トモ 金銀貨位ノ變動ニ伴ヒ困難ノ實況萬已ムヲ得サルモノアリ 然ルニ人民課稅ノ大事ハ素ヨリ貴院ニ關スル其大ナルモノアルヲ以テ特ニ請願仕候條如此候也

明治二十四年一月

(下略)

(「星野家文書」近代未整理文書)

史料7 生糸輸出税廃止の請願

明治24年1月17日

生糸輸出税廃止の請願

河瀬秀治、星野長太郎、外四十余名の諸氏は生糸及附属品に係る輸出税の廃止請願書を帝国議会議に差出したり、其の要旨は、

生糸は我が貿易品中最要部を占むる者にして実に国家の財源なり、然るに従来銀貨下落して為替相場の都合よろしく、我が生糸も大に米国に向て販路を拡げ、従て内地の蚕業著明の発達を為せしが、昨年已来銀貨騰貴し為替相場に数々激変を生じ、為めに米国需用の生糸は却て伊国より進入し、我が生糸は非常の困難を極め、従て自ら衰運に属せんとす、故に生糸并に附属品の輸出税を廃止して、此の貿易を維持せんことを熱望す云々、

是れ実に我が国蚕業命運の係る問題なり、今や横浜には二萬七千個の生糸堆積して其商人の困難は云ふも更らなり、養蚕家の頭痛も亦大なり、此の際に於て輸出税を廃止して生糸の売れ途を開通するは、我が蚕業を維持する妙計なり、知らず議院は果して斯の案を通過せしむべき歟、

(『東京経済雑誌』第555号、経済雑誌社、明治24年1月17日、61頁)なお読点は原史料のままである

史料8 地租軽減に関する意見書

明治24年2月19日

地租軽減に関する意見書

田口、横井、伴の三氏は地租軽減の非策なる旨を書し昨十九日帝国議會議員諸氏に送たり、其全文左の如し

謹て白す

- 一 日本開闢以来今日の如く田租の軽き時なし
- 一 地租を軽減するは地主休養なり
- 一 米価七円の今日に於ては全国平均二分〇厘九毛公、七分九厘一毛民となる、更に五厘を減せば一分六厘強公、八分四厘弱民となる
- 一 地租を軽減するも農民其利を受くることなし
- 一 休養せんと欲せば小作人を休養せよ、細民を休養せよ
- 一 輸出税を全廃するは急務なり、其利細民に及ぶ、生糸、茶、其他数萬の貨物の製造者、運搬者、労役者に及ぶ
- 一 見よ見よ今や日本は恐慌なり、之を救ふは輸出を励まし貨幣を海外より得るより善きはなし

第1議会期に於ける生糸直輸出業者の動向(上)(富澤)

- 一 菓子税、車税、煙草税、酒税等を全廃、軽減若くは改良するは急務なり
- 一 府県議員が地租割を制限まで徴収せずして営業税及戸数割を増徴し、多く公売處分の事件を發するは是れ其議員地主より成るが為めなり、願くは帝国議會をして地主の傀儡たらしむなかれ
- 一 我商業を自由にせよ、我日本は勉めずして太平洋の女王たらん
- 一 地租を軽減するは急務にあらず、地主たるもの国家の為に耐忍して可なり

明治二十四年二月十九日

田口卯吉

農学士 横井時敬

伴直之助

(「時事新報」明治24年2月20日(3))なお読点は原史料のままである

(とみざわ かずひろ・本学経済学部助教授)